

# 青森県報

第九百五十三号

令和七年  
八月十五日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

○あおもりキッズシッター利用支援事業業務委託の支出に関する事務の委託……………

○公有水面埋立ての免許の出願の要領……………

### 公 告

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………

### 出先機関

○凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………

### 公安委員会

○警備員の検定合格者審査の実施……………

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………

## 告 示

### 青森県告示第四百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第

二項の規定により告示する。

令和七年八月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

| 名称                      | 住所又は事務所の所在地             | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 | 委<br>託<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|
| あおもりキッズシッター利用支援事業事務センター | 青森市中央三丁目二〇の三〇 県民福祉プラザ三階 | 令和<br>七・六・三六          | 令和<br>七・七・二六          |

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

あおもりキッズシッター利用支援事業業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和七年七月二十八日から令和八年三月三十一日まで

### 青森県告示第四百四十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、令和七年七月三十一日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、今別町役場に備えて置いて縦覧に供する。

令和七年八月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の  
青森県知事 宮下宗一郎

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字浜名字二ツ石一五五番地の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による  
国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第  
十系を用いて得た次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結んだ  
線及び①の地点と④の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 X座標 プラス一三一七・七二・六四七  
Y座標 マイナス三一・七九・六二五

②の地点 X座標 プラス一三一七・七二・九六五  
Y座標 マイナス三一・〇一九・六二六

③の地点 X座標 プラス一三一六・九六・三一五  
Y座標 マイナス三一・〇一九・四七四

④の地点 X座標 プラス一三一六・九六・〇四四  
Y座標 マイナス三一・一五五・八五三

3 面積

一一、三五八・七二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡今別町大字浜名字二ツ石一五五番地の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による  
国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第  
十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からエの地点までを順次に結んだ  
線及びアの地点とエの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 X座標 プラス一三一八・二二・五一三  
Y座標 マイナス三一・二四七・四五三

イの地点 X座標 プラス一三一八・二三・二七七  
Y座標 マイナス三〇・八六二・三七六

ウの地点 X座標 プラス一三一六・二七・二二一  
Y座標 マイナス三〇・八〇二・〇〇九  
エの地点 X座標 プラス一三一六・二六・四五七  
Y座標 マイナス三一・八六・六〇九

3 面積

七五、四九六・一九平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地、道路、護岸、岸壁

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令  
第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年八月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）

交通取締用四輪車 七台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年七月十八日

五 落札者の名称及び住所

株式会社マツダアンフィニ青森

青森市問屋町一丁目三の一七

六 落札金額

三千九百二十七万円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和七年六月六日

## 出 先 機 関

凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和七年八月十五日

青森県上北県土整備事務所長 常 田 明

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

凍結防止剤（塩化ナトリウム） 千二十トン程度

二 納入期間

令和七年十一月一日から令和八年三月三十一日まで

三 納入場所

青森県上北県土整備事務所管内除雪業務受注者の事業所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の

一、又は令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることを証明できること。

6 購入物品の品質及び規格等が、入札説明書に基づき、各品質及び規格等と合致する製品であることを、証明又は確認できること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の期限及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和七年九月十二日までに青森県上北県土整備事務所長に提出しなければならない。また、申請書等の内容について説明又は変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

(三) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 提出場所

十和田市西十二番町二〇の一二

青森県上北県土整備事務所建設管理課

電話 ○一七六―二三―四三一―

4 提出部数 各一部（当該申請書等については、入札説明書による。）

六 入札手続き等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

十和田市西十二番町二〇の一二

十和田合同庁舎三階 青森県上北県土整備事務所建設管理課

電話 〇一七六―二三―四三一

2 入札の日時及び場所

(一) 日時

令和七年九月二十六日 午後二時三十分

(二) 場所

十和田市西十二番町二〇の一二

十和田合同庁舎三階 B会議室

(三) 郵便によって入札を行うことができるものとする。(入札書の提出先、到着期限、提出方法の詳細については入札説明書による。)

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

入札書記載金額は、二十五キログラム入り一袋当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

#### SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

1, 020t,

Solid de-icing agents(Sodium Chloride)

2 Delivery Period:

From November 1, 2025 to March 31, 2026

3 Time limit for tender:

2:30 P.M. September 26, 2025

4 Contact Point for the notice:

Aomori Prefectural Government Kamikita

Land and Infrastructure Office

20-12 Nishi12-banchō

Towada City, Aomori 034-0093

JAPAN

TEL 0176-23-4311

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第百四号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

令和七年八月十五日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

令和七年九月二十四日（水）午後一時から午後四時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査及びそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

1 空港保安警備業務に係る一級の審査

検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査

空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であって旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査

常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査

交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査

貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

| 種 別 及 び 級                                                                                                                  | 予定定員  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査<br>施設警備業務に係る一級及び二級の審査<br>交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査<br>核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査<br>貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 | 合計三十人 |

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

令和七年八月二十五日（月）から同月二十九日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

## 2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

## 3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

## 4 申請書類

検定規則附則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。

ただし、審査申請者の住所を管轄する公安委員会とその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会が同一である場合は(一)、(二)のいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合は(一)、(二)に掲げる書面のすべてを、それぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有し、青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一葉

(四) 旧合格証の写し

## 5 審査手数料

四千七百円分の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

## 五 審査事項等

### 1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### 2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

### 六 審査申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話 〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

### 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年八月十五日

青森県警察本部長 小野 寺 健 一

### 一 物品等の名称及び数量

青森県警察県内W A N通信機器等賃貸借契約（R七・二〇二五）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

### 三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年七月三十日

五 落札者の名称及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三の四の一

六 落札金額

六百四十二万二千九百円

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和七年六月十六日

|                                         |                 |
|-----------------------------------------|-----------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一<br>青森県号        |                 |
| (印刷所・販売人)<br>青森市第二間屋町三丁目一番七<br>東奥印刷株式会社 |                 |
| 毎週月・水・金曜日発行                             | 定価小口一枚二付二十一円七十銭 |